

災害時リエゾン（周産期及び透析関係）について

1 小児・周産期の災害時リエゾン（※1）について

- (1) 平成28年度からの厚生労働省新規事業として、災害時に災害対策本部等において小児・周産期医療に関する情報を集約し、適切な判断を行うコーディネーターの養成を図る災害時小児周産期リエゾン研修事業が開始された。
- (2) 発災当初は、災害拠点病院に指定されている名古屋市内の総合・地域周産期母子医療センター（※2）と小児救命救急センター（※3）に県災害医療調整本部へ参集するリエゾン派遣をお願いすることとし、1週間程度以降は、三河部の総合周産期母子医療センター（※4）の協力も得ながら、災害時における県災害医療調整本部リエゾンとして小児周産期医療の調整を図る。

※1 リエゾン：災害発生時に、災害医療調整本部の一員として、専門分野の医療機関情報の収集や転院搬送先の調整などを行う専門医。

※2 総合周産期母子医療センター：名古屋第一赤十字病院・名古屋第二赤十字病院
名古屋大学医学部附属病院・名古屋市立大学病院
地域周産期母子医療センター：名古屋市立西部医療センター

（聖霊病院は災害拠点病院に指定されていないため対象外）

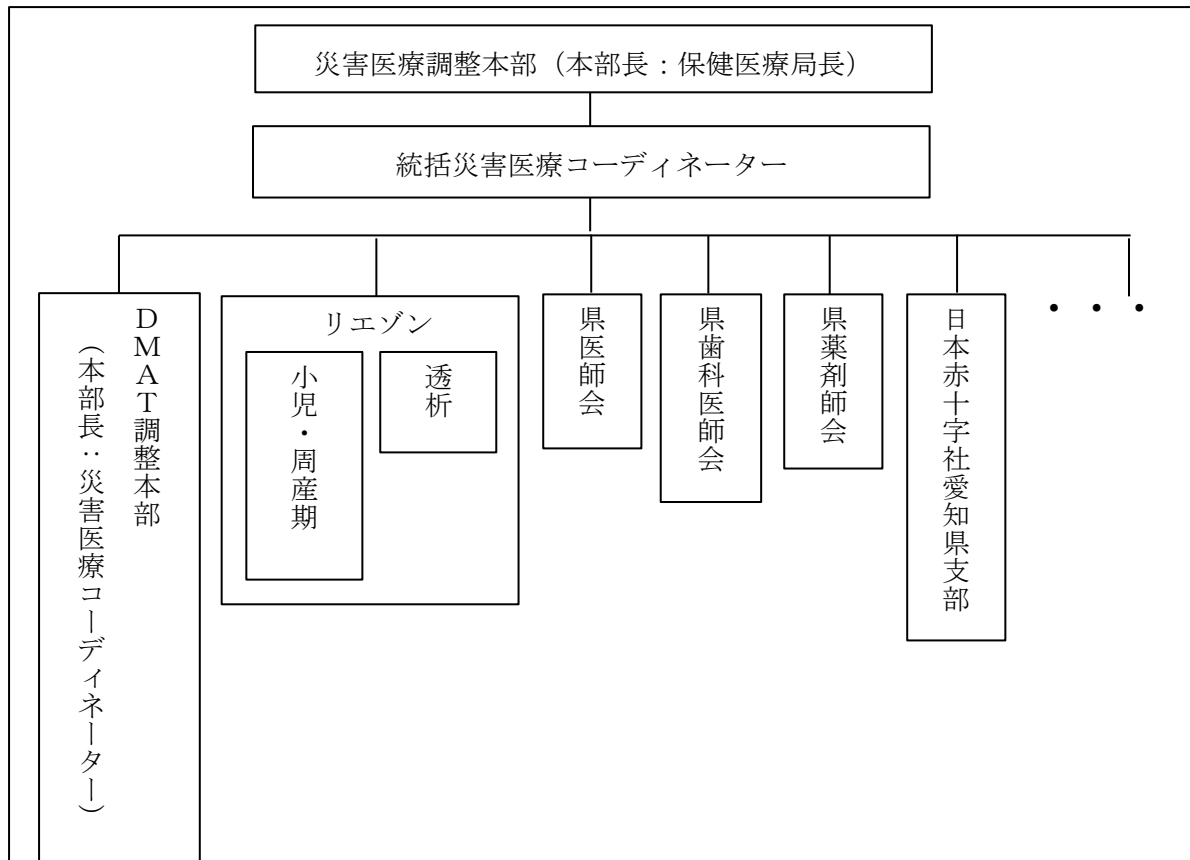
※3 小児救命救急センター：あいち小児保健医療総合センター

※4 安城更生病院・豊橋市民病院

2 透析関係の災害時リエゾンについて

平成28年度から愛知県透析医会から災害時における連携について話し合いを行い、透析患者の搬送調整のため、県災害医療調整本部に詰める専門医を透析医会から推薦していただくこととなった。

3 災害時リエゾン（周産期及び透析関係）の位置付け



4 災害時リエゾンに対する研修について

災害医療コーディネーターとの円滑な連携を図るため、災害時の基礎的な知識等の習得を目的として、「愛知DMAT研修（1.5日間）」を受講頂く。

【受講者】

- (1) 小児・周産期 該当施設から推薦のあった産科医及び小児科医
- (2) 透析 透析医会から推薦のあった医師